

「わたしたちの生活と政治」④(P14、15)

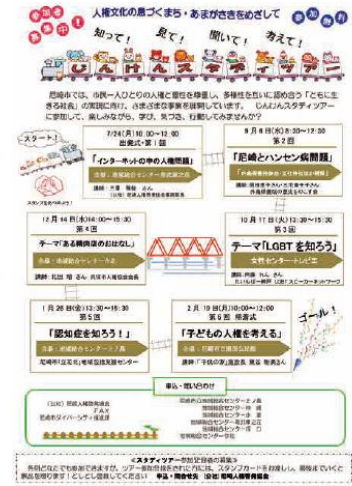
月 日 名前()

めあて：日本国憲法の「基本的人権」の考えは、政治の中にどのように反映されているのでしょうか。教科書 P14～15を見て考えましょう。

1、人権スタディーツアーのパンフレット

は、どんな順番で回りますか？

1	
2	
3	
4	
5	
6	



なぜ、このようなイベントをしているのでしょうか？

きほんてきじんけん
「基本的人権」を守るため



<基本的人権とは>

人が(①)にしてもっている(②)のできない権利として、(③)の国民に保障されています。わたしたちはだれもが(④)されます。

<基本的人権にはどんなものがあるかな??>

以下のような、さまざまな「国民の権利」が保障されています。



権利が保障されているのと同様に、「国民が果たさなければならない義務」も定められています。

<国民の義務>



●子どもに教育を受けさせる義務 (26条)



●仕事について働く義務 (27条)



●税金を納める義務 (30条)

<チャレンジ>

1、「権利」と「義務」では、どんな違いがあるのでしょうか。辞典等で調べて考えてみましょう。

(権利とは)
(義務とは)
(違いは?)

2、権利や義務は身の回りでどのようにいかされているのか探してみましょう。



●読書の権利 (19条、23条)



●個人情報の権利 (15条、14条)



●選挙の権利、選挙の平等 (13条、14条)



●教育を受ける権利 (26条)



●政治に参加する権利 (参政権) (15条)



●労働の権利 (21条)



●雇用を受ける権利 (20条)



●仕事について働く権利 (27条)



●居住や移動の自由 (22条)



●選挙で立候補する権利 (選挙権) (15条)

1	
2	
3	
4	
5	

「わたしたちの生活と政治」⑤(P16、17)

月 日 名前()

めあて:「国民主権」の考え方は、政治にどのように反映されているのでしょうか。

政治に参加する権利(①)は日本国憲法の3つの原則の一つ「国民主権」に基づいています。

<国民主権とは>

- ・国の政治を進める主権は(②)にあると定められています。
- ・国民は主に自分たちの代表者を(③)で選ぶことによって国の政治を動かします。



天皇の主な仕事(国事行為)

- ・憲法改正、法律、条約などを公布すること。
- ・国会を召集すること。
- ・衆議院を解散すること。
- ・総選挙を行うことを国民に知らせること。
- ・国務大臣を任免することや
大使の信任状などを認証すること。
- ・勲章などを授与すること。
- ・外交の文書を認めること。
- ・外国の大使などをもてなすこと。



★昨年、天皇陛下が即位され、元号が(④)に変わりました。
天皇陛下は日本の国や国民の(⑤)であり、憲法に定められる仕事(⑥)
を内閣の助言と承認に基づいて行います。

<チャレンジ問題>

日本国憲法の前文(原文)を読んでみよう。(むずかしい漢字もありますね。)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

「わたしたちの生活と政治」⑥(P18、19)

月 日 名前()

めあて:憲法の平和主義の考えは、国の政治にどのように反映されているのでしょうか。

戦争では人の命が奪われたり、生活が破壊されたりするだけではなく、心に大きな傷跡を残します。日本国憲法の前文には「平和へのちかい」が書かれています。

＜平和主義＞憲法第(①)条
外国との争いごとを(②)で解決しない。そのための(③)をもたない。



★日本は世界でただ一つの被爆国です。

→核兵器をなくすことを世界にうたえています。

3つの原則…核兵器を「④」 「⑤」 「⑥」

→これを(⑦)といいます。

★右は自衛隊の写真です。

自衛隊は日本の平和と安全を守っています。

東日本大震災などの大地震や、西日本豪雨などの洪水が起きた時、人々を助けたりがれきの片づけをしたりと、自衛隊が活やくしたのを覚えている人も多いでしょう。

自衛隊は、日本だけではなく、他の国でも困っている人を助けています。



＜チャレンジ問題＞

右の「平和へのちかい」とP22、23を読んで、平和な世界にするために、自分にできることは何か、自分の考えを書きましょう。

にっぽんこくけんぜんぶんに しめ
日本国憲法前文に 示された
へいわ ようし
平和への ちかい(要旨)

わたしたちは、世界が いつまでも
平和である ことを、心から 願います。
わたしたちは、平和と 正義を 愛する
世界の 人々の 心を 信頼して、平和を
守っていきたく 思います。

わたしたちは、平和を 守り、平等で
明るい 生活を 築こうと 努力している
国際社会の なかで、名誉ある 国民に

なる ことを ちかいます。わたしたちは、
全世界の 人々が、みな 平等に、恐怖や
欠乏も なく、平和な 状態で 生きていく
ことが できる 権利を もっている

ことを、確認します。

どんな 国であらうと、自分の 利益と
幸福だけを 考えて、他国の ことを
忘れるような ことが あっては なりません。